

四、蘇州金氏文書

一、文書の概要

蘇州金氏文書と名づけられた一七一件の文書の内容構成は、判読不能の一件(171)を除けば、別表の通りである。漕米忙銀徴収関連の文書(一一三件)が過半を占め、それに房屋基地の典売契(三六件)、田地の承攬契(一一件)を加えれば全体の九割に達する。文書の名宛て人は、税糧関係文書は全てが金氏、他の文書は約半数が金氏となっている。対象とする不動産の坐落はほぼ呉県内に限られ、しかもその中の幾つかの地域に集中している。金氏の素姓に関しては簡単な調査を試みたが、不詳である。

文書蒐集の経緯は必ずしも明らかではないが、現にある文書構成を見ても、それが網羅的組織的なものでなかったろうことは容易に想像しうる。例えば、これだけの房屋が自宅として使われる訳もなく、当然賃貸されていたと考えられるが、それを直接示す文書は含まれていない。多量の税糧負担関係文書、租佃関係文書の存在は、当然にその前提としての田土の典買を通じての集積を予想させるが、文書中には田土売契が一、二件例外的に含まれているのみである。そうした蒐集の偏りは時代的にも見うけられ、文書全体としては乾隆二四(一七五九)年より中華民国三(一九一四)年に渉るも、房屋基地典売契は一つの例外を除いて全て道光以前のものに限られ、それに対して漕米忙銀関係文書は同治以降のものに限られている。そしてその限られた部門、限られた時期の内部においても、後述の通

り欠けたる文書の存在がうかがわれ、その意味で、金氏文書といつても、もとよりそれは金氏の全家計部門を示すものでも、その盛衰に対応するものでもなく、むしろ蒐集時金氏の手もとにあり、しかも当時金氏の権利関係証明の阻害にならぬ程度の文書が、かなり恣意的に選択されて提供されたものと見た方が適當であろう。

以下、表の順序分類に従い、各文書の概要を論じ、若干の例を示し簡単な説明を付する。

蘇州金氏文書

嘉慶 1	57	53	40	36	28	25	乾隆 24				
1	1	1	1	2			2	絶 売	房屋 基地 関係	1	
		1					1	典			
								その 他の 不動 産の 典売		2	
								承 攬		3	
				1				胥吏 の 典 売		4	
								版 串	漕 米 関 係	5	
								易 知 由 單			
								版 串	忙 銀 関 係	6	
								易 知 由 單			
								そ の 他		7	

四、蘇州金氏文書

8	7	6	3	道 光 2	25	19	18	14	13	11	10	9	8	7	4	3	2
	1		2			2	1				2	1		1		2	1
		1		1		1			1	1				1			
1	6				1			1					1				
					1											1	

16	9	光緒 7	13	11	10	同治 9	29	28	26	21	19	14	12	11				
1							1	1	1	1	1	1	2		絶 売	房 屋 基 地 関 係	1	
															典			
	1	1			1										の 典 売	不 動 産	そ の 他	2
													1		承 攬			3
															売 株 の 典	寫 吏 の		4
					20		5								版 串	漕 米 関 係		5
					1										易 知 由 單			
	9				18		1								版 串	忙 銀 関 係		6
															易 知 由 單			
																そ の 他		7

計	3	2	1	4 6 0 9	32	31	29	22	20
28									
8									
5								1	1
11									
4									
42			20						
10		1	1			8			
56		6	22		2				
5	1	1		4					
1								1	

二、文書例および解説

(1) 房屋基地の典売契 (7)(9)

房屋及び下連の基地を典売するというものや、房屋が倒れて空地になっている基地を売与する、というものの他に、基地に全く言及せず房屋を典売するのみいう契四紙を含む。その場合、果して基地は売らないのか。疑問は残るが、まず契文内に、別途基地売買を予想させる文言、及び地代等の存在をうかがわせる文言がないこと、又後述の典

売契の連鎖の中でも特段区別のなされていないことなどから考えると、房屋にしか言及しない場合でも、当然に基地一体で売買されていたと考えて問題はないものと思われる。

契のあて名が本文書の所有者金氏になっているものは、三六件中一六件にとどまるが、金氏の手にある事を考えれば、一応他の二〇件は、金氏に至る典売の系列の途中の契(金氏から見れば「老契」)と考え得よう。そして事実その半数は何らかの形で金氏あて文書に接続して位置づけ得る。例えば、たどりうる顕著な系列として吳縣北正五圖西史庫にある「坐北朝南、門面出入、計房三進、共平屋伍間」なる房屋をめぐる事例を追ってみよう。それは最初嘉慶元(一七九六)年、蔣阮氏等から邵姓に九〇両で絶売されたが(11)、嘉慶九年、邵俞氏等はそれを楊姓に一一〇両で絶売する(19)。ところが(23)によれば、その四年後、嘉慶一三年には、典限三年、典価一一〇両でその土地は楊姓から王潤齋の典得する所となり(恐らくその後「改典就売」或いは「找絶」の手續をへて王姓の所有となったのである)、道光三(一八二三)年の絶売契(33)では王者香なる者が売主としてあらわれ、その房屋を、金姓に一六〇両で絶売している。そしてその絶売によりその房屋は金氏の所有となり、またその絶売契に伴う「老契」として上述(11)(19)(23)が金氏文書の中に入り込むこととなる。同様の連関はこの他にも見られ、(7)周高氏等の何姓への絶売契は、(9)の金存識の何姓からの典得の際の老契として、(22)関廷章の孫姓に対する典房上契は、(45)孫陸氏の金姓への絶売契の老契として、また(31)王旭堂の沈氏からの典得を示す典房下契は、(34)王旭堂の倪氏への絶売契へ連なり、両者は合せて(36)倪吟唐の金姓への絶売契の老契として位置づけ得る。ただこのような形で金氏と結びつけることとの出来ない契も数点残り、もしそれも何かの老契だとするならば、この蒐集外に、それと金氏とをつなぐ典売契の存在が予想されうることになる。

次に売契典契各々一点を例示し、金氏文書の典売契の特徴を考えてみよう。金氏に到る由来の明らかな、周高氏から何姓への絶売契(7)、何姓から金氏がその房屋を典得したことを示す典房下契(9)を例としてとりあげる。

立永遠割籐拔根杜絕房屋基地、併一應裝摺堦沿石、併井井欄石、絕買文契、周高氏全孫周雲龍雲龍。爲因故夫周元吉

在日、于乾隆十六年參月間、將自置房屋壹所、坐落吳縣南利三畝傳郎中巷內、朝北門面出入、計門面參間、西首

樓屋兩間、下壹間、車首過路壹個、朝北坡兩個、併裝摺石檯一個、典與

何處管業、得過典價元絲足兌銀壹佰兩正。今因房價未孚、央原中陣高瑞昇德源等、向何處加絕元絲足兌銀參拾貳兩正、

立契日一併收足、並無貨債準折。今遵新例、捨書一契爲絕、自絕之後、任憑拆卸改造開池築墓、無加無贖、再

無不盡不絕、永爲何處世產。此房的係故夫周元吉自置絕產、有絕買房契、並未投稅、上首王處亦無印契、俱是

白契共參紙。故何處恐有差悞隱匿、不肯加絕。今氏全孫周雲龍雲龍、復央至親王樹清高受全、高公亮高瑞昇、四人、另立擔代壹紙

爲據、日後倘有周處門房上下之人及異姓親戚、假冒原主、執紅契向何處加贖者、以作串詐論、俱係棄產人全擔

代人理值、捨與何處毫無干涉。欲後有憑、立此永遠絕賣房屋基地割籐拔根杜絕文契存照。

隨契收足杜絕房價元絲足兌銀參拾貳兩整押 砧馬 陳瑞生 東金貳錢肆分

乾隆肆拾年閏拾月

日立永遠割籐拔根杜絕房屋基地文契周高氏十

原典合同裝摺賬壹紙、周處遺失、倘日後檢出、俱作廢紙無用

全孫 周雲龍押

周雲鴻十

高受全押

擔代 王樹清押

高瑞昇^④

高公亮^④

居間

陳德源^④

王輔臣⁺

周元發⁺

王尊亭⁺

方良卿⁺

高廷玉⁺

王秀昇⁺

高洪發⁺

張鳳周⁺

代筆

王繼曾^④

餘慶

かねてより故夫周元吉が何姓に典与していた傳郎中巷の房屋を、今回改めて周高氏等が加絶する形の絶売契である。幾つかの点について注釈を付しておこう。

① 後段にみえる「擔代」をめぐる文言の意は、周元吉が白契（税を払い官印を受けるといふ税契手続を経ていな

永遠大吉

「白契」しか持たず、また周元吉がその房屋を買得してきた前主の王氏も白契しか持たぬ事に対し不安を感じた何氏に
対し、周高氏の親屬が権利の由来を保証し、後に紛糾なき事を担保することにある。このように「擔代」なる一契ま
で付する例はこれのみに限られるが、來歴担保文言自体は金氏文書全ての契に見られる。また売買時に老契を付する
慣行が一般的であったと見え、老契なき時は、わざわざ「所有上首契券、因年遠遺失、並無片紙存留、日後檢出、以
作廢摺無用」(2)等と注記されるのが常である。

② 本券は紅契(税契し官印をうけた契)であり、末尾には契尾が粘付されてある。金氏文書房屋基地売契二八件
のうち紅契は一四件であり、乾隆二五年から五七年までの絶売契七件が全て紅契なのに対し、嘉慶元年から一〇年ま
での八件が全て白契であるという様に、税契手続きを勵行するか否かには時期的な波があるかにも見える。このよう
に白契が存在する以上、白契も有効なる事は言うまでもないが、同時に(一)に述べた様に、白契の証拠能力(とりわけ
それに反する紅契が出現した際の証拠能力)に対しては一定の不安が抱かれていたこともうかがえる。

③ 「今遵 新例、捨書一契爲絶」なる文言は、表現に多少の違いを見せつつも、乾隆二五年から光緒年間にわた
る金氏文書の不動産絶売契に一貫して現れる(参考までに記せば、三蘇州周氏文書(43)、乾隆三年の房屋売契にも
「遵旨一書一絶」なる文言がある)。新例が出され、またそれが契據に書き込まれるに至った背景としては、(14)に
「向有一賣三貼一杜絶、今遵 新例、總書一契爲絶、以便輸税」と書かれている事から分る様な、一旦売与しつつもそ
の後屢々貼価(売価の足し前)を売主が要求する事態が一般的にあった事があげられるだろう。その「新例」が具体
的に何を指し、またそれがいかなる内容をもっていたのかは残念ながら特定できない。後代のものとなるが、『江蘇
省例』「置産分寫契據照匪稅例懲辦」(同治七年)を参考として挙げる。

布政司杜 詳復核議武進縣稟民間置買產業祇准寫立絕賣一契等情一案。查民間置買田房產業、或典或賣、原議分別找贖、則應於典賣契內分析註明。如果契內未註找贖字樣、即屬絕賣、倘敢混行爭告、即應照律治罪。至分立找杜各契、本係買主取巧、希圖隱漏稅課、以致賣主藉端滋訟。雖分寫契據、應如何治罪、例無明文、而隱匿稅契、律有專條、買主敢於分契隱漏、自可照匿稅例懲辦。

「捨書一契爲絕」の規定も、これと同様、一面では権利關係の錯綜を防止し、一面では契稅徵收を完全にする（即ち一件の売買をめぐり数枚の契が書かれる時、稅契しに持つてくる契に書かれている価額は、現實の売価より低くなりその分だけ契稅が低くなる）という二つの目的から出されたものであろうことは容易に推察されよう。ただ後述の通り、およそ最初から稅契とは關係ない田面売契（54）や、白契の中にさえもこの文言のあることを考えれば、民間で「今違新例」と契内に書く時の力点は、前者の方にかかつていたように思われる。

④ 「砵馬陳瑞生」なる文言も、金氏文書の中で銀兩のやり取りされる所、常にと言つてよい程に登場する。例外的に「砵馬曹平」と書かれる事例（（11）（20）（48））のあることから逆に考えると、「砵馬陳瑞生」も何か銀の品位に關わることに違いなく、おそらく陳瑞生は、兩替商の商号、「砵馬陳瑞生」と記せば、支払いにはその店で秤定した銀を用うとの意かと推察される。

⑤ 「東金」。金氏文書では典売に際しこの他に「起神」「管家」「中金」等の付加的な金錢が現れ、（14）ではこの四者全てが同時に支払われている。個々の具体的内容は不詳であるが、いずれも典売からむ手数料や礼金の類と考えられる。後考に待ちたい。

⑥ 「餘慶」。（6）（7）（48）等では餘慶と記されるが、多くの文書では同じ位置に「餘玉」の文字が記される。又全

くその類の文字がない例も存す。機能としては、そこまで列挙してきた人名を切りあげ、「以上の皆様」と示すことで、事後の改竄を防ぐ役目を持っていたのだろうと思われるが、不詳である。

房屋典契例 (9)

立合同典房屋基地裝摺下契金存誠、王右香 唐曉蘭等、用價元絲足兌銀壹伯伍拾兩正、典得何處房屋壹所、坐落吳縣南利三畝傳郎中巷中、朝北門面計貳進共陸間參披。自典之後、言定參週年爲滿、如有原價備足、任憑取贖、止贖不加。恐後無憑、立此合同典房屋基地裝摺下契爲照。

隨契交足時值典房屋基地裝摺價元絲足兌銀壹百伍拾兩正、外聽修理銀柒兩伍錢正 東金壹兩捌申

乾隆伍拾參年拾貳月

日立合同典房屋基地裝摺下契金存誠

居 間

汪古香

唐曉蘭

張振聲

薛懷仁

金硯田

王三益

汪虎臣

計交上首典絕紅契兩紙又照

湯禹嘉^印

湯調元^印

許芝岩十

餘玉

立合同典房基地裝摺上下契各執存照

何氏から金存誠への房屋典与に際して、金氏が立てた合同典房下契であり、典与された房屋は前掲(7)の契で何氏
が買得した房屋と同じものと思われる。典当に際して上下二通の合同契を立て出典者承典者各々が一通づつを保有す
る慣行は、他の地域でも見られるが(例えば『福建省例』田宅例「典賣契式」「民間活典產業毋庸設立對契」條参照)、
金氏文書の典契は全てがこの合同契の形をとっており、当地でその慣行が安定して行なわれていた様子をうかがわせ
る。また金氏文書の典契は上下問わず全て白契である。更に(1)を除いて全てに何らかの形で老契への言及があり、
出典においても出売同様に老契交付が行なわれるのが常態であったと思われる。

なお、金氏が立てて何氏に付したはずの典房下契がなぜ金氏文書の中に入っているのか不思議な気もするが、おそ
らくこの房屋も後に何氏から金氏へ改典就売され、その際にこの典房下契も金氏に手渡されたのだろう。

(2) その他の不動産賣契 (54)

山地(53)(55)、福地(57)、田地(58)それぞれの絶売契、及び「永遠杜絶賣租田文契」(54)からなる。前三者は地目
を除いては特殊な点はない標準的な文言をもつ絶売契である。最後のものを転写するに止める。

永遠杜絕賣租田文契 (54)

立永遠杜絕賣租田文契鄧^二規^一、爲因正用、情愿夫中鄧重規等、今將自己祖遺、坐落 吳邑十九都十九畝首字圩內、科則糧金業租田肆畝、車口三分正、今中賣絕與 查處耕種還租。額米每畝壹石壹斗伍升、即將秋收一併交還到 金業收租辦糧。當日三面言明、租田絕價、通足大錢玖仟文正、契下一併交足、並無貨債準、亦無重疊交易、倘後上下門人爭執等情、自行棄主理值、得業者無干。今遵 憲例、一紙爲絕。自賣之後、任憑得主起造陰陽兩用。此係兩願成交、各無異言、恐後無憑、立此永遠絕賣租田文契存照。

時值租田價通足制錢玖仟文正隨契一併交足+

計開四至 東至查家田 南至契主田
西至官路 北至得主田

光緒柒年十一月

日立永杜絕擘租田文契 鄧^二規^一+

原中 鄧重規+

其山+

萬亭+

查餘泉+

鄧云山+

狗規+

明正交易

金氏を田底主とする田面が、鄧氏から查氏に絶売された時の契である。それがなぜ金氏の手許に保存されてあるのか、想像力を刺激するが、理由を知る手がかりはない。なお、「今遵憲例一紙爲絶」といった文言が、田面売契といたつた中にまで浸透している事は、前述の通り興味深いことである。

(3) 承攬契 (37)

そのほとんどは金氏の田を承佃する旨の契であるが、なぜか(18)は姚氏の、(30)は王氏の田を承佃する契據である。なぜそれが金氏文書の中にあるのか、事情は例によって不明である。形式に着目すれば、(37)と(43)道光七年八年の契、計七件が印刷された契紙に必要事項を書き込み形をとるのに対して、他の四件は全文肉筆によつていて、前七件の代表例として(37)を抄写し、書き込み部分に傍点を付する。

立承攬鄧三、覲、爲因少田耕種、央中保鄧友龍、今攬到

催甲顧瑞源

金府管業粮田、坐落 吳邑十二都十一高羊、賴字圩内田四畝八分〇厘〇毫、每畝額租米壹石貳斗五升、計交實該租米五石九斗八升〇合外、加力米每畝參升、待至秋收、即將乾圓潔淨好米、依限一併交還、不致拖欠、倘有水旱虫傷、照依邊方大例。如有抗缺霸種、聽憑稟究、另召接種。恐後無憑、立此承攬、是實。

計開四址 東至鄧田、西至苑蓬田、南至官河、北至官濠

田畝圖形弓口

兩、坵

道光七年七月

豐年大熟

日立承攬鄧、三、現、十、
中保 鄧、友、龍、十、
催甲 顧、瑞、源、十、
鄧、天、才、十、

十一件の立契年月、承佃畝数、每畝租額、実租額、加租といった数量的データを表にすると以下の如くである(每畝租米という表記をとっていない場合は、租額を面積で割った概算額をカッコに入れて示した)。

蘇州金氏文書 承攬

(18)	嘉慶8年4月	4畝8分	(1石2斗6升)	6石0斗4升	
(24)	14年3月	5・4	(1・2・0)	6・4・8	
(30)	15年2月	13・4	(1・3・4)	18・0・2	
	立契年月	承佃畝数	每畝租額	実租額	加租

	立契年月	承佃畝数	每畝租額	実租額	加租
(37)	道光7年7月	4・8	1・1・5	5・9・8	加力米 3 每畝 升
(38)	7年7月	11・8	1・2・5	14・7・63	〃
(39)	7年7月	3・5	1・3	4・5・5	〃
(40)	7年7月	4・9	1・2	5・8・8	〃
(41)	7年7月	3・6	1・3	4・6・8	〃
(42)	7年7月	4・5	1・2	5・4	〃
(43)	8年2月	9・8・5	1・2・5	12・3・13	〃
(44)	11年3月	9・8	1・2・6	12・3・13	力米 3 斗

(43)(44)は、同一地所である。

(4) 胥吏株の典売契 (4)(15)(25)(32)

「蘇藩戸捻科呉県地丁奏銷事宜」「太湖廳分徵呉縣地丁奏銷書缺」なる二つのポストの一連の典売をめぐる四つの契からなり、前三件は、最後の何氏から金氏への「永遠頂首文契」(32)の老契として付されていたという「計交上首契據伍紙、議單一紙」の一部分と考えられる。契内に言及される個々の事項の具体的内容に関しては不明の所が多いが、そうしたポストが承継典売されてゆく様を示すものとして貴重と思われるので、四件全てを抄写する。

(4) 立尙議單各執存照

立尙議單同房親友前茂昭等、爲有方學聖兄處原管蘇藩戶掄科吳縣地丁奏銷一切事宜全缺、并太湖廳分徵吳縣地丁奏銷書缺六分、議與錢爾翁與王容兄、各半承辦。當日三面議定、頂缺公費元絲銀貳百捌拾兩正。自交卷日爲始、言定五週年爲滿。此缺的係方學聖兄已業、並無門房上下人爭執。倘有等情、聽方處自行理直、與錢處無干。欲後有礙、立此尙議單、各執存照。

計開未盡應議各條

一、議得。頂缺公費元絲足兌銀貳百捌拾兩正。砵馬陳瑞生。

一、議得。科房交卷、管家、俱無。

一、議得。此缺、自交卷日爲始。凡係吳縣地丁并太湖廳缺上一切應辦公私事宜、俱王兩處各半會辦。言定五週年

爲滿。如有原頂公費、聽憑取贖。如無仍聽照舊承辦。二十八年以前有造冊舛錯未完等事、應聽方處料理、與錢處無涉。

一、議得。吳縣全缺公私事宜、聽錢王二處自行另闡分班承辦。

一、議得。龍頭小草蕩陞科一案、二十八年正月以前報出者、因係方處久經辦理、設有紙筆、前議與王處三分、方處七分。今議與錢處亦照王處例分得三分、方處仍得四分、以償從前辦公之需。此案公事、三處會同辦理。將來如有續報、聽錢王二處合辦、與方處無涉。倘有存私、礙同房公罰。

一、議得。在縣編給紙張銀兩、向係預年支領、所有二十八年銀兩、方處已經具領。將來五年後回贖時、亦聽預領錢王二處分支。

錢爾行^押

允議

方聖齋^押

學英^押

乾隆貳拾捌年正月

日立尙議單同房親友 俞茂昭^押

利見大人

(以下十九人の署名・省略)

(15) 議單

立議單同房親友姚耘心、爲有錢贍廷兄祖遺蘇藩戶總科吳縣地丁錢糧一半、并太湖廳三分書畝、議頂與

夏介兄永遠接辦、所有交代事宜、開列於後。

一、議得。此缺公費、上契銀壹千參百兩、餘銀肆百兩不上契、元絲九七兌。科房交卷銀十六兩、管家八兩、砧馬陳瑞生。

一、議得、立契交銀日、凡有公私、即歸 夏介兄接辦、與錢無涉。

一、議得。此缺係錢贍兄分授之業。倘有門房叔姪阻擾、錢贍兄料理、與夏無涉。

一、議得。上首老契、盡行檢出交付。設有遺存、日後檢出、永作廢紙。

允議

夏介石^押

錢贍廷^押

嘉慶四年正月

日見議 姚耘心^押

(25)

立典缺下契何靜默、滬友 褚墅洲 等、今典得許桂堂兄經管蘇藩戶給科吳縣地丁錢糧、及太湖廳書缺事宜、議典半中之半合辦。當交典價公費、元銀陸百兩正、上契載明。不拘年月、如有原價、聽憑取贖。欲後有滬、立此典缺下契爲照。

嘉慶拾肆年伍月

日立典缺下契何靜默

滬 友褚墅洲

瞿芝田

王晴川

餘玉

陳留寸

張蓮洲

餘玉

(32)

立永遠頂首文契何肯堂、全弟蕙華 哲安 霄階、今有父遺蘇藩司戶給科吳縣地丁錢糧奏銷、盤查交代、陞科坍荒、公田餘租、徭里紙張、併輸管蘇州府頭一半事宜、併太湖廳三分書缺、滬同房親友袁涵溪潘碗蘭等、議頂與

金處接辦。當得公費、元絲足兌銀壹千五百兩整、當日一囊交足。自頂之後、一切公私、聽憑金處更名、永遠接辦、與何處無涉。此係兩愿、各無反悔、悔者例罰、仍不准悔。恐後無憑、立此永遠頂首文契爲照。

計交上首契據伍紙、議單一紙

道光貳年肆月

日立永遠頂首文契 何肯堂(印) 仝弟萼華(印)

哲安+

霄階+

案牘興隆

澆同房親友 袁涵溪

(以下二六人の署名・省略)

(5) 漕米関係の文書 (60)

大きく分ければ、版串執照四三通、易知由単十通から成る。

まず前者について見ると、同治九年と十三年の分は「漕米版串執照」、民国元年の分は「漕米執照」と名づけられているが、内容形式とも大差なく、同じく印刷された書式に、あとから必要事項を、地番糧戸名は筆で、実徴漕米額は印形で書き込む形を取っている。同治九年の四通は糧戸として金寿記の名が記され、同治十三年の二十通、民国元年の十九通は「金延古棧」或いは「延古棧金」「金延」「金延古」の名が記されている。同治九年の(60)を抄写する。

合符

照執串版米漕	
吳縣爲價運糧儲事今據	金壽記 完納
十二都十畝糧戶	壹石肆升捌合
同治玖年分減定實徵有閏漕米	日給
同治玖年 月	如有舛錯許該
縣	業戶呈擬更正
	吳字第 號

同治玖年分閏漕白南米版串銷比照合符

後者は、具体的には「同治拾參年分實徵無閏漕白糧米易知由單」一通（糧戶金壽記）、「光緒參拾壹年分實徵無閏漕白南米易知由單」七通（糧戶金延古棧他）、民國元年「漕米易知由單」一通（糧戶金延古）という一般的な曹米易知由單と、民国二年辛「亥年糧款印収」（163）なる少し異質な文書から成る。

(6) 忙銀関係の文書

これも大きく分れば、版串五五通、易知由單五通に分れる。

前者から見ると、それは通例「上忙條銀版串」「下忙條銀版串」の形をとるが、民国元年の如く上下合徵されている時は、単に「忙銀版串」と呼ばれている。

(7) その他(59)

四、蘇州金氏文書

(59)は「江蘇松江府華亭縣呈、今將・二縣小學堂錄取學生姓名開呈憲覽」と始まり以下華亭県、婁県に分けて四四名の名前が、「正取」「次取」「續取」の順に記され、最後に「光緒貳拾玖年捌日念肆日 知縣陳 鏞 屈泰清」と署名がある文書であり、県印が前後に押してある。

三、蘇州周氏文書

No.	文書名	立契年月	立契者	あて名	地名	備考
20	加絶文契	康熙15・2	陳聖聞	韓	長洲縣七都九畝	(2)
19	再加絶文契	15・5	陳聖聞	韓	長洲縣七都九畝	(1)
18	兌田文契	33・9	顯君突	周	長洲縣七都十畝	(9)
17	兌田文契	33・11	李君錫	周	長洲縣七都九畝	(154)
16	兌田文契	34・3	顯君突	周	長洲縣七都九畝	(9)
15	兌田文契	34・12	裴鑑侯	周	長洲縣七都十畝	(20)
14	賣田文契	35・4	顧孟雲等	周	長洲縣七都九畝	(152)
13	賣田文契	35・9	顧君突	周	長洲縣七都九畝	(154)
12	加絶文契	38・8	顧君突	周	長洲縣七都九畝	(6)
11	兌田文契	42・1	顧中傳等	周	長洲縣十一都九畝	(159)
10	絶兌田文契(兌田文契)	42・4	陳掌書	周	長洲縣八都七・八畝	(157)
9	加絶田文契	42・4	顯孟雲	周	長洲縣七都十畝	(7)
8	兌田文契	42・4	陸韶九	周	長洲縣八都一・十七畝	(20)
7	兌田文契	43・1	華子年	周	長洲縣十一都四畝	(156)
6	兌田文契	44・6	金逸菴	周	長洲縣十一都四畝	(160)
5	賣田文契	44・6	顯德昭	周	十二都二・四畝	(161)
4	絶兌田文契	45・6	陳慶章	周	七都七畝	(162)
3	賣田文契(賣田文書)	48・4	周祥卿	周	七都三畝	(164)
2	典房屋基地上契	48・11	樊雲驥	吳	長洲縣二都十七畝	(163)
1	永遠杜絶(文契)	53・8	顯德星	周	長洲縣九都二十九畝	(12)
					長洲縣七都十畝	(152)
						(158)

No.	文書名	立契年月	立契者	あて名	地名	備考
45	找紹房屋基地割藤杜紹總文契	乾隆4・4	俞宸光等	許	元和縣九都二十九畝	(31)(65)
46	杜紹田文契	4・10	方得中	周	元和縣九都十九畝	(27)(47)(135)(168)
47	加紹田文契	4・10	方得中	周	元和縣九都十九畝	(27)(46)(135)(168)
48	加紹田文契	5・2	徐錦川等	周	長洲縣八都十六・十七畝	(38)(134)(58)(140)
49	杜紹葛藤田文契	5・5	楊廣期	周	長洲縣十一都十九等畝	(174)
50	紹賣房屋基地文契	5・8	王鼎元	俞	吳縣閩門四畝	(51)(56)
51	三貼紹併杜紹割藤房屋(基地遵例總歸一紙)文契	5・8	王鼎元	俞	吳縣閩門四畝	(50)(56)
52	杜紹割藤田文契	5・9	徐司直	周	長洲縣七都七・十畝	(34)(42)(132)(144)
53	兌田文契	5・12	朱雙典	周	長洲縣八都十五畝	(137)
54	兌田文契	6・3	陳榮先	周	長洲縣二都二十畝	(136)
55	典房屋下契	7・6	項益生	金	吳縣十一都二十八畝	(60)
56	紹賣房屋基地(併杜紹割藤遵例總書一契)文契	8・11	俞曹氏等	居	吳縣閩門四畝	(50)(51)
57	杜紹田文契	9・4	高含藻	周	長洲縣東十八都十四畝等	契尾付き
58	杜紹田文契	9・12	徐麟雙	周	長洲縣八都十六・十七畝	(174)(48)(134)(140)
59	杜紹田文契	12・9	張允時等	周	長洲縣十一都畝	(41)(139)(142)?
60	加貼杜紹基地房屋永遠割藤文契	15・12	金郭氏等	項	吳縣十一都二十八畝	(55)
61	杜紹田文契	16・4	高振平	周	長洲縣北十九都五十三畝	(26)(143)(169)
62	典房屋基地下契	17・6	范武立	嚴	吳縣十一都二十八畝	(43)(44)(74)
63	議歸併房屋基地文契	20・9	繼炤	令南	吳縣十一都閩四畝	
64	典房屋基地上契	26・7	毛九思	毛子振	吳縣十一都二十三畝	
65	典房屋基地上契	28・11	許耀南	石	元和縣九都二十九畝	(31)(45)

No.	文書名	立契年月	立契者	あて名	地名	備考
88	賣契	56・8	顧允龍	汪		(85)(86)
89	絕賣永遠割根杜絕房屋基地文契	56・10	陳顯謨	周	吳縣十一都閩四畝	
90	絕賣并加貼割藤杜絕房屋基地裝摺文契	嘉慶2閩6	吳啓高	蔣	長洲縣利二畝	
91	永遠割藤絕賣房屋基地裝摺文契	3・3	尹斯望等	葉	元和縣九都二十九畝	
92	永遠絕兌房屋基地并三貼割藤杜絕連在房裝摺總文契	4・7	陳雲石	沈	吳縣十一都閩四畝	(93)(115)(116)(118)
93	絕賣隨房裝摺文契	4・7	陳雲石	沈	吳縣十一都閩四畝	(92)(115)(116)(118)
94	久遠絕賣房屋基地連裝摺併三貼絕拔根杜絕總文契	4・10	陳雲石	吳	吳縣十一都閩四畝	(95)(78)(79)(87)
95	久遠絕賣裝摺文契	4・10	陳雲石	吳	吳縣十一都閩四畝	(94)(78)(79)(87)
96	久遠割藤絕賣田文契	5・4	陸長源	周	長洲縣四都下十一畝	(146)
97	絕賣房屋基地割藤拔根杜絕文契	6・5	王澹愚	蔣	吳縣北元三畝	
98	久遠割藤絕賣田文契	6・11	朱麒祥	周	長洲縣四都上九畝	(147)
99	久遠割藤絕賣田文契	7・4	朱啓宗	周	長洲縣四都上九畝	(148)
100	永遠拔根割藤杜絕文契	10・8	陸念昔	蔣	長洲縣十五都半六畝等	
101	賣絕契	11・3	倪學耕	倪		(101)(102)
102	隨找杜絕契	11・3	倪學耕	倪		
103	絕賣在房裝摺文契	12・8	金范氏	俞		
104	永遠拔根割藤杜絕房屋連基地并連裝摺文契	13・12	徐堯書	蔣	元和縣利一上畝	
105	賣契	20・1	陳錦榮	汪		(105)(106)
106	隨找契	20・1	陳錦榮	汪		

No.	文書名	立契年月日	立契者	あて名	地名	備考
126	摺文契 永遠絕賣拔根割籐杜絕加絕貼絕房 屋基地併隨房裝摺文契	咸豐9・5	薛豐慶	程	長洲縣半十九都昌二畝	(127)
127	永遠絕賣割籐拔根杜絕加絕貼絕房 屋裝摺總文契	9・5	薛豐慶	程		(126)
128	賣杜絕契	同治8・8	汪康吉	倪		(128)
129	隨找杜絕契	8・8	汪康吉	倪		(129)
130	兌田契	雍正13・5	伍顯谷	周世慶	長洲縣十一都五畝	印刷された契紙
131	絕兌田契	13・7	顯輔臣	周坦中	長洲縣十一都六畝	印刷された契紙
132	契尾	乾隆5・5・16	徐思直	周	長洲縣七都七・十畝	立契年月日は完稅銀時。立契者は賣主。あて名は買主。以下同。
133	契尾	5・10・11	顯寧周	周坦中	長洲縣七都六・七畝	(28)(35)(167)(173)
134	契尾	6・5・4	徐錦川	周北峰	長洲縣八都十六畝等	(38)(48)(58)(140)
135	契尾	6・6・7	方得中	周	元和縣九都十九畝	(27)(46)(47)(174)
136	契尾	6・11・4	陳榮先	周北峰	長洲縣二都二十畝	(54)
137	契尾	10・9・7	朱夔典	周	長洲縣八都十五畝	(53)
138	契尾	10・9・7	王寶成	周	長洲縣八都十五畝等	(54)
139	契尾	13・11	張允時	周	長洲縣十一都	(37)
140	契尾	14・6	徐麟雙	周	長洲縣十一都	(41)(59)(142)?
141	契尾	14・10	顧德星	周	長洲縣八都十六・十七畝	(174)(38)(48)(58)(134)
142	契尾	15・10	張允時	周	長洲縣七都十畝	(41)(59)(139)
143	契尾	16・5・6	高振平	周坦中	長洲縣十一都五・六畝	(26)(61)(169)

No.	文書名	立契年月日	立契者	あて名	地名	備考
166	業戶稅票	雍正 2・1・22	周	周	長洲縣十一都六畝	(25)
167	業戶稅票	2・12・19	周	周	長洲縣七都六・七畝	(28) (35) (133)
168	業戶稅票	3・2・20	周	周	長洲縣九都十九畝	(27) (46) (47) (135)
169	業戶稅票	3・2・20	周	周	長洲縣北十九都五十三畝	(26) (61) (143)
170	業戶稅票	3・7・27	周	周	吳縣	(22)
171	業戶稅票	3・10・10	周	周	長洲縣七都等	(30)
172	業戶稅票	4・12・19	周	周	長洲縣十二都八畝	(33)
173	業戶粘契稅照	6・2・28	周	周	長洲縣七都十畝	立契年月日は發給年月日。 (132) (34) (42) (52)
174	執照	乾隆 1・11・22	周	周	長洲縣八都十六・十七畝	同右 (139) (14)
175	稅票	6・6・7	周	周	元和縣九都十九畝	同右 (140) (38) (48) (134) (58)
176	版圖執業單	15	周	周	長洲縣三都三畝	立契年月は發給時。 (26) (46) (47) (135)

四、蘇州金氏文書

No.	文書名	立契年月	立契者	あて名	地名	備考
1	典房上契	乾隆24・10	方寔君	貝處	吳縣南利三圖	附契尾
2	絕賣房屋隨基地文契	25・1	申憑氏	處	吳縣北元上圖	附契尾
3	絕賣房屋基地文契	25・7	高雲瞻等	處	吳縣北亨一圖	附契尾
4	合同議單	28・1	方學英等	錢爾行等	長邑十五都中六圖	胥吏缺文書
5	永遠絕賣房屋基地文契	35・4	周文王等	楊處	吳縣南利三圖	附契尾
6	永遠割藤絕壳房屋文契	35・12	顧心得等	閔處	吳縣大南亨一圖	附契尾
7	永遠割藤拔根杜絕房屋基地、併一應裝摺沿沿石併井欄石絕賣文契	40閏10	周高氏等	何處	吳縣南利三圖	加絕契、附契尾、(9)參照
8	永遠割藤拔根絕賣并連在房裝摺隨屋基地房屋文契	53・8	丁門郭氏	郁處	吳縣大南亨一圖	附契尾
9	合同典房屋基地裝摺下契	53・12	金存識	何處	吳縣南利三圖	(7)參照
10	絕賣房屋基地并隨房裝摺文契	57・5	蔣阮氏等	金處	吳縣北正五圖	附契尾
11	絕賣房屋基地文契	嘉慶1・10	蔣阮氏等	邵處	吳縣北正五圖	(19)參照
12	絕賣拔根杜絕房屋基地文契	2・4	顧文韓氏等	計處	吳縣北利三下圖	
13	永遠絕賣拔根杜絕基地裝摺文契	3・5	唐懋德	金處	吳縣北亨一圖	
14	草議〔房屋基地絕賣〕	3・8	王庭立	吳西塘處	吳縣北亨一圖	
15	議單	4・1	錢瞻廷	夏介石處	吳縣南利三圖	胥吏缺文書
16	合同典房屋連基地併隨房裝摺下契	7・7	金存識	方處	吳縣北正五圖	
17	永遠絕賣房屋基地并連裝摺文契	7・10	周毗心	姚處	吳縣北正五圖	
18	承攬	8・4	殷八現	楊處	吳縣北正五圖	
19	絕賣房屋割藤杜絕下連基地隨房裝摺文契	9・7	邵俞氏等	楊處	吳縣北正五圖	(23)參照

四、蘇州金氏文書

No.	文書名	立契年月	立契者	あて名	地名	備考
20	永遠絕賣房屋併連基地裝摺久遠割藤拔根杜絕文契	嘉慶10・4	湯金田	吳處	吳邑北正五圖	
21	永遠拔根絕賣房屋基地裝摺文契	10・12	樂配天	處	吳縣大南亨一圖	(45) 參照
22	合同典房屋下連基地并隨房裝摺上契	11・11	關廷章	處	吳邑大南亨一圖	
23	合同議典隨房屋裝摺下連基地下契	13・12	王濶齋	處	吳縣北正五圖	(33) 參照
24	承攬田文契	14・3	邵松現	府	吳縣十二都十圖	胥吏缺文書
25	典缺下契	14・5	何靜默	堂		附契尾
26	絕賣房屋基地拔根杜絕文契	18・4	陸三聽	姓	吳邑南利二圖	附契尾
27	永遠絕賣房屋割藤杜絕拔根連基地文契	19・9	朱雲九等	處	吳邑北正一圖	
28	賣永遠割藤拔根杜絕房屋併連隨房裝摺基地文契	19・10	朱集賢	處	吳邑小南亨一圖	
29	典房上契	19・11	趙士芳	府	吳縣北正五圖	
30	承攬田文契	25・2	李大規等	處	麗字圩	
31	合同典房下契	道光2・2	王旭堂	處	吳邑北正一圖	(34) 參照
32	永遠頂首文契	2・4	何肯堂等	處		胥吏缺文書
33	絕賣房屋割藤杜絕下連基地隨房裝摺文契	3・1	王者香	處	吳縣北正五圖	(11)(19)(23) 參照
34	永遠絕賣房屋割藤拔根杜絕連基地文契	3・12	王旭堂	處	吳邑北正一圖	(36) 參照
35	合同典房屋基地上契	6・3	蔣耕心	處	吳邑闔一圖	轉典
36	永遠割藤拔根杜絕賣房屋基地并連裝摺文契	7・7	倪吟唐	處	吳邑北正一圖	(31)(34) 參照
37	承攬	7・7	鄧三規	府	吳邑十二都十一圖	以下(43)まで同一契式。

58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38

承
 攬
 永遠拔根絕賣房屋基地裝摺文契
 永遠割藤拔根杜絕賣房屋併連基地
 隨房裝摺文契
 永遠割藤拔根杜絕賣房屋基地併連
 隨房裝摺文契
 永遠割藤拔根杜絕賣房屋基地併連在房裝摺割
 藤拔根杜絕書文契
 永遠割藤杜絕房屋併連基地隨房裝
 摺絕賣文契
 永遠絕賣房屋基地杜絕割根文契
 絕賣房屋基地裝摺文契
 永遠絕賣房屋基地併連隨房摺裝割
 藤拔根杜絕文契
 永遠杜賣山地文契
 永遠杜絕賣租田文契
 杜賣山地文契
 永遠絕賣基地文契
 永遠杜賣福地文契
 永遠寔賣田文契

22 20 16 9 光緒 同治 29 28 26 12 11 19 14 12 11 8 7 7 7 7 7 7
 12 12 12 4 7 10 9 6 12 2 10 11 7 10 3 2 7 7 7 7 7

袁 錢 頂 錢 鄧 錢 華 施 張 吳 邵 顧 阮 孫 殷 殷 李 徐 徐 張 楊
 鳳 惠 子 寶 二 鳴 少 墨 世 陸 月 堃 約 陸 全 大 大 大 叙 叙 大 長
 山 卿 琴 香 規 岐 明 生 德 氏 坡 蕃 夫 氏 福 規 規 慶 龍 規 規
 金 金 袁 金 查 金 王 金 金 金 金 朱 李 金 金 金 金 金 金 金 金 金

金延古棧處 處 處 府 處 府 處 處 處 處 處 處 處 處 府 府 府 府 府 府 府 府

吳邑十二都九圖 吳邑五都五圖 吳邑五都九圖

附契尾 附契尾

四、蘇州金氏文書

No.	文書名	立契年月	立契者	あて名	地名	備考
59	〔松江府華亭縣婁縣學生名簿〕	光緒9・8	〔知縣陳鎬・屈泰清〕	金壽記	吳縣十二都十圖	
60	漕米版串執照	同治9・	金壽記	吳縣二十都八圖		
61	〃	9・	金壽記	吳縣十二都九圖		
62	〃	9・	金壽記	吳縣十二都九圖		
63	上忙條銀版串	11・	延古棧金	吳縣		
64	〃	9・	金壽記	吳縣十一都十三圖		
65	〃	11・	金延古棧	吳縣十九都十九圖		
66	〃	11・	延古棧金	吳縣十九都十九圖		
67	〃	11・	延古棧金	吳縣十九都十九圖		
68	〃	11・	延古棧金	吳縣十九都十九圖		
69	〃	11・	延古棧金	吳縣十九都十九圖		
70	〃	11・	延古棧金	吳縣十二都十一圖		
71	〃	11・	延古棧金	吳縣十二都十一圖		
72	〃	11・	延古棧金	吳縣十二都十一圖		
73	〃	11・	延古棧金	吳縣十二都十一圖		
74	〃	11・	延古棧金	吳縣十二都十一圖		
75	〃	11・	延古棧金	吳縣十二都十一圖		
76	〃	11・	延古棧金	吳縣十二都十圖		
77	〃	11・	延古棧金	吳縣十二都十圖		
78	〃	11・	延古棧金	吳縣十一都		
79	〃	11・	延古棧金	吳縣十一都三圖		
80	〃	11・	延古棧金	吳縣十九都十九圖		
81	漕米版串執照	11・	金延古棧	吳縣十九都十九圖		

No.	文書名	立契年月	立契者	あて名	地名	備考
127	〃	1		延古棧金	吳縣十九都十九圖	
126	〃	1		延古棧金	吳縣十二都十一圖	
125	〃	1		延古棧金	吳縣十二都十一圖	
124	〃	1		延古棧金	吳縣十二都十一圖	
123	〃	1		金延古	吳縣十二都十圖	
122	〃	1		金延古	吳縣十二都十圖	
121	〃	1		金延古	吳縣十二都十圖	
120	〃	1		金公祭	吳縣十二都十一圖	
119	忙銀版串	中華民國		金延古	吳縣十二都八圖	
118	上忙條銀版串	32		金延古	吳縣十二都八圖	
117	〃	31		金延古	吳縣十二都十一圖	
116	〃	31		延古棧金	吳縣十二都十一圖	
115	〃	31		延古棧金	吳縣十二都十一圖	
114	〃	31		金公祭	吳縣十二都十一圖	
113	〃	31		金延古棧	吳縣十二都十一圖	
112	〃	31		金延古	吳縣十二都十二圖	
111	光緒參拾壹年分實徵無閏曹白南米 易知由單	31		延古棧金	吳縣十二都十一圖	
110	〃	16		金公祭	吳縣十二都九圖	
109	下忙條銀版串	32		金延古	吳縣十二都八圖	
108	〃	16		金延古	吳縣都圖	
107	〃	16		金公祭	吳縣十二都圖	
106	〃	光緒16		延古棧金	吳縣十二都十一圖	

No.	文書名	立契年月	立契者	あて名	地名	備考
171	〔判讀不能〕	3		金懷德祭	吳縣五都九圖	〔宣統3年〕
170		2		金懷德	吳縣五都九圖	
169		2		延古棧金	吳縣十二都九圖	
168		2		金公祭	吳縣十二都十一圖	
167		2		金公祭	吳縣十二都九圖	
166		2		延古棧金	吳縣十二都十一圖	
165		2		延古棧金	吳縣十二都十一圖	
164		2		金延古	吳縣十二都十一圖	
163		1	中華民國	金延古	吳縣十九都三圖	
162		4	4609	金延古	吳縣十二都八圖	
161		4	4609	金延古	吳縣十二都八圖	
160		4	4609	金延古	吳縣十二都八圖	
159		黃帝紀元	1	金延古	吳縣十二都八圖	
158		1	1	延古棧金	吳縣十九都十九圖	
157		1	1	金延古	吳縣十二都八圖	
156		1	1	延古棧金	吳縣十二都九圖	
155	1	1	金懷德祭	吳縣五都九圖		
154	1	1	金延古	吳縣十二都十圖		
153	中國民國	1	金延古	吳縣十九都二圖		

東洋学文献センター叢刊 第40輯

東洋文化 中国土地文書目録・解説(上)
研究所蔵

濱下 武志・久保 亨・上田 信 編
岸本 美緒・白井佐知子・寺田 浩明

昭和58年10月5日 発行

発行者 東京大学東洋文化研究所附属
東洋学文献センター刊行委員会
代表者 池 田 温

東京都文京区本郷 7-3-1

印刷所 有限会社 興 生 社
東京都杉並区南荻窪 2-23-9